

第22期 第24回 佐賀県有明海区漁業調整委員会

日 時：令和5年7月19日（水）

13:00～

場 所：佐賀県水産会館「大会議室」

（佐賀市西与賀町厘外821番地の4）

～ 次 第 ～

1 開 会

2 議 題

- (1) 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画
について（諮問） ····· P1～15
- (2) 農林水産大臣管轄漁場における免許について（諮問） ····· P16～17
- (3) 令和5年度機船船びき網（えび2そう船びき網）漁業の許可方針（案）
について（諮問） ····· P18～24
- (4) 令和5年度固定式刺網漁業（特認）の許可方針（案）
について（諮問） ····· P25～36
- (5) 委員会指示の適用除外について（協議）
1 株式会社東京久栄 ····· P37～44
2 佐賀県農林水産部水産課 ····· P45～50
3 独立行政法人水資源機構 ····· P51～56
- (6) 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議における
佐賀県の要望事項について（協議） ····· P57～58
- (7) その他

3 閉 会

水産第1608号
令和5年(2023年)7月10日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥義



水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に
関する基本計画について（諮問）

標記基本計画の策定にあたり、沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49条）第7条の2第1項の規定により、貴漁業調整委員会の御意見をお聴かせくださいるようお願いします。

【添付資料】

1. 第8次佐賀県栽培漁業基本計画の概要
2. 第8次佐賀県栽培漁業基本計画の構成
3. 第8次佐賀県栽培漁業基本計画の新旧対照表
4. 国の基本指針
5. 沿岸漁場整備開発法

佐賀県農林水産部水産課
玄海創生・栽培資源担当

第8次佐賀県栽培基本計画(R5～8)の概要

本計画は本県の水産資源の維持・増大を目的とした栽培漁業を計画的に推進するためには策定

1.水産動物の種苗生産・放流等に関する指針

- 漁獲管管理との一体的な取組（漁獲抑制など）
- 放流効果検証に基づく効果的な栽培漁業の推進
(適地放流、適サイズ放流、魚種の重点化など)
- 広域種の種苗生産体制構築(トラフグ、ガザミなど)
- 種苗育成の場の整備との連携(藻場・干潟の保全など)

● 解決すべき技術開発上の問題点

- 漁業者要望の強い魚種の基礎的な生産技術開発
種苗生産技術の効率化・マニュアル化
放流技術・放流効果把握のための技術確立

3.水産動物の種苗生産・放流等に関する技術

2.水産動物の種苗生産・放流等の推進

R8年度放流数量目標（かっこ内は前計画との比較）

■有明海地区	■玄海地区	●技術開発水準の到達するべき段階
ヒラメ：100千尾（維持）	サルボウ：2,000千個（新規）	アカウニ E（事業化実証期）
トラフグ：60千尾（維持）	マナマコ	F（事業実施期）
クエ：9千尾（新規）	ガザミ	E（事業化実証期）
クロアワビ：10千個（20千個減）	アゲマキ	C（放流技術開発期）
クルマエビ：600千尾（3,400千尾減）	アゲマキ	F（事業実施期）
アカウニ：800千個（維持）	クルマエビ：700千尾（維持）	A（新技术開発期）
バフンウニ：500千個（維持）	サルボウ	C（放流技術開発期）
アオナマコ：600千個（維持）	ガザミ：2,000千尾（1,000千尾増）	
アカナマコ：300千個（維持）		

基準年（R4）においてF（事業実施期）である、ヒラメ、トラフグ、クエ、クロアワビ、クルマエビ、バフンウニは除く

佐賀県 第8次栽培基本計画のコンセプトおよび構成について

○佐賀県 第8次栽培基本計画のコンセプト

“種苗放流の効果検証”と“魚種の絞込み”

・水産政策の改革において、資源管理が重点化され、新たな資源管理システムの構築に伴い、種苗放流の効果検証と、その結果を踏まえた効果的な栽培漁業の推進が求められる。

→今後の栽培漁業においては、

①資源管理との連携強化による種苗放流の効果検証に努める。

②種苗放流の検証結果に基づく、対象魚種の重点化に努める。



○佐賀県 第8次栽培基本計画の構成

前文

本県沿岸漁業の特性と現状／漁業生産の安定向上と栽培漁業の位置づけ／栽培漁業の連携体制／広域種・地先種への対応

第1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針

- (1) 漁獲管理との一体的な取組
- (2) 放流効果の検証に基づく効果的な栽培漁業の推進
- (3) 広域種の種苗放流体制
- (4) 種苗育成の場の整備との連携

第2 種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類

推進する水産動物の種類

第3 水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標

推進する水産動物の種類ごとの数量

第4 放流効果実証事業に関する事項

(増殖効果が明らかとなった水産動物の放流に係る経済効果等の実証を行い) 放流効果実証事業への検討

第5 特定水産動物育成事業に関する事項

特定水産動物育成事業への円滑な移行

第6 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する技術の開発に関する事項

- (1) 解決すべき技術開発上の問題点
 - ア 漁業者要望の強い魚種の基礎的な生産技術開発
 - イ 大量安定生産技術のマニュアル化・放流技術の強力推進
 - ウ 大量生産が可能になった種類の技術的条件の整備（以下のとおり）
 - (ア) 種苗生産の省力化・生産性向上
 - (イ) 中間育成の技術開発
 - (ウ) 関係機関との協力
 - (エ) 効果的な放流技術の確立と漁獲管理との連携
 - (オ) 放流効果把握のための手法確立
- エ 新技術による新品種の開発・放流、外来種導入等の対応
- (2) 技術開発水準の目標

第7 水産動物の放流後の成育、分布及び採捕に係る調査に関する事項

- ・放流効果、資源状況等の把握について関係機関との協力
- ・得られた成果の関係機関への情報共有

第8 その他水産生物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し必要な事項

- (1) 国・関係県等との連携強化
- (2) 種苗放流・育成における関係機関との連携
- (3) ・栽培漁業と水産業改良普及事業・試験研究との連携強化
 - ・漁獲管理との一体的な取組の重要性についての漁業者への定着
 - ・一般県民や遊漁者等への普及啓発の促進
- (4) 種苗の確保および放流と体制整備、資源の保護及び漁場の適正利用の重要性の共有
- (5) 基本計画の見直し

第8次佐賀県栽培漁業基本計画 (案)

令和5年6月1日

佐賀県農林水産部水産課

第8次基本計画（案）	現 行	備 考
<p>第8次佐賀県栽培漁業基本計画</p> <p>本県は、玄海・有明海と特色のある両海域を有しており、これら<u>の</u>海域で當まれる沿岸漁業は地域の経済を支える重要な産業であるが、近年、異常気象や水温上昇等の海洋環境の変化により漁業生産は減少している。</p> <p>このような状況の中、漁業生産の安定向上を図るために、沿岸漁場の環境保全や整備開発と併せ、栽培漁業に係わる者が一体となって資源管理との連携を強化しながら、栽培漁業の推進による資源の維持増大を図ることが、重要と考えられる。</p> <p>本県の栽培漁業は県、市町、公益社団法人佐賀県玄海栽培漁業協会（以下、協会）、漁業協同組合（以下、漁協）、漁業者等の関係者全体で、漁業環境の保全や修復に努めながら推進している。関係県に跨がるような広域的な魚種では、連携体制をより一層強化するとともに再生産性を確保する資源造成型栽培漁業の取組を一層推進する。また、沿岸性の強い魚種については、効果的放流方法を検討するとともに、種苗の育成の場である藻場等の漁場環境の保全と一体となつた取組を図っていくこととしている。</p> <p>今後も栽培漁業を計画的かつ効率的に推進するため、沿岸漁場整備開発法に規定する国の栽培漁業基本方針を踏まえて、平成33年度を目標年度として、次の事項を基本とする計画を策定する。</p> <p>本県の沿岸漁業は、玄海・有明海と特色のある両海域を有しており、これら<u>の</u>漁場の開発及び維持保全により漁業生産が支えられたが、近年その生産は低減をしている。</p> <p>このような状況の中、漁業生産の安定向上を図るために、沿岸漁場の環境保全や整備開発と併せ、栽培漁業に係わる者が一体となって資源管理との連携を強化しながら、栽培漁業の推進による資源の維持増大を図ることが、重要と考えられる。</p> <p>本県の栽培漁業は県、市町、公益社団法人佐賀県玄海栽培漁業協会（以下、協会）、漁業協同組合（以下、漁協）、漁業者等の関係者全体で、漁業環境の保全や修復に努めながら推進している。関係県に跨がるような広域的な魚種では、連携体制をより一層強化するとともに再生産性を確保する資源造成型栽培漁業の取組を一層推進する。また、沿岸性の強い魚種については、効果的放流方法を検討するとともに、種苗の育成の場である藻場等の漁場環境の保全と一体となつた取組を図っていくこととしている。</p> <p>今後も栽培漁業を計画的かつ効率的に推進するため、沿岸漁場整備開発法に規定する国の栽培漁業基本方針を踏まえて、平成33年度を目標年度として、次の事項を基本とする計画を策定する。</p> <p>コソセプトは“種苗放流の効果検証”と“魚種の絞込み”が焦点。</p> <p>広域種・地先種に限らず、放流効果や環境変化への対応という点で魚種を絞り込むことは重要。</p>		

このような状況を踏まえ、今後も栽培漁業を計画的かつ効率的に推進するため、沿岸漁場整備開発法に規定する国の栽培漁業基本方針を踏まえて、令和8年度を目標年度として、次の事項を基本とする計画を策定する。

第1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針

(1) 漁獲管理と一体的な取組

種苗放流は、国や県の資源評価や本県が実施する種苗放流効果把握調査の結果を踏まえ、資源管理の枠組みの中で、必要に応じて、漁業調整委員会等において関係者の合意形成等を図りつつ、適切な漁獲管理と一体的かつ効率的に実施する。

第1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針

(1) 栽培漁業による資源の維持・回復への取組強化

「栽培漁業による資源の維持及び回復への取組強化」は国沿岸資源の維持及び回復に確実に寄与していくため、適地放流や稚魚段階での混獲の抑制等により放流種苗の生残率の向上に努めるとともに、親魚の捕り残し等による資源管理を併せて行い、生産性を確保する資源造成型栽培漁業の取組を一層推進するものとする。なお、種苗放流等により再生産力が回復した魚種については、その後の資源の維持を資源管理に委ね、種苗放流については重点魚種を選定するなど、柔軟な対応を図る。

(2) 放流効果の検証に基づく効果的な栽培漁業の推進

種苗放流を行う魚種は、国や県が行う資源評価を基に、本県で実施する種苗放流の効果把握調査等の結果を踏まえて放流効果の検証を実施する。検証の結果を踏まえて、資源造成効果の高い対象種の検討を行うとともに、放流効果の高い適地での放流方法を検討する。資源造成の目的を達成した魚種や放流量が減少しても資源が維持される魚種は、漁獲管理への移行を推進するものとする。なお、放流効果の検証にあたっては、漁業者や種苗放流実施団体等の幅広い関係者の意向等を聴くこととする。

放流効果の検証結果に基づいて実施することが重要。

(2) 効率的かつ効果的な栽培漁業の推進

栽培漁業が対象とする水産動物の選定に際しては、技術開発の進捗状況、種苗生産施設の能力、対象水産動物の需要の動向、漁業者の意向等を勘案し、対象種としての適否を検討するとともに放流適地への集中化等による効率的かつ効果的な栽培漁業を推進する。

(3) 広域種の種苗放流体制
トラフグ、ヒラメ、ガザミ等の広域種については、移動範囲にある関係者との連携・共同組織の構築に努め、種苗生産や放流、共同調査等に取り組む。

(3) 広域種の種苗放流体制

(4) 種苗育成の場の整備との連携
放流種苗の育成の場となる増殖場を造成する水産基盤整備事業や、漁業者が中心となって行う藻場・干潟の保全活動等を一体的に実施することにより、放流資源の維持・回復を促進する。

第2 種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類
水産動物の種類は、放流効果の検証結果に基づき、放流効果が高いと見込まれるものであって、かつ種苗放流による資源造成が必要と判断されるものであり、相当規模での放流が実施される可能性がある次のものとする。

玄海地区	玄海地区	玄海地区	玄海地区
魚類 ヒラメ	魚類 マダイ	ヒラメ	トラフグ（有明海放流）
トラフグ（有明海放流）	カサゴ		
クエ			

(3) 広域種の広域種については、移動範囲にある関係者の連携・共同組織の構築に努め、種苗生産や放流、共同調査等に取り組む。

(4) 種苗育成の場の整備との連携

放流種苗の育成の場となる増殖場を造成する水産基盤整備事業や、漁業者が中心となって行う藻場・干潟の保全活動等を一体的に実施することにより、放流資源の維持・回復を促進する。

第2 種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類
水産動物の種類は、種苗の量産が可能となっているもの又は当該基本計画の計画期間内において種苗の量産が可能になると見込まれるものであって、かつ、相当規模での放流が実施される可能性があるものとする。

玄海地区	玄海地区	玄海地区	玄海地区
魚類 ヒラメ	魚類 マダイ	ヒラメ	トラフグ（有明海放流）
トラフグ（有明海放流）	カサゴ		
クエ			

バフンウニ マナマコ (アカ、アオ)	バフンウニ マナマコ (アカ、アオ)
有明海地区	有明海地区
具類 アゲマキ サルボウ	具類 アゲマキ 甲殻類 クルマエビ ガザミ
甲殻類 クルマエビ ガザミ	甲殻類 クルマエビ ガザミ
第3 水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標 令和8年度を目標とする水産動物の種類ごとの種苗放流数量及び放流時の大ささは、次のとおりとする。	第3 水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標 平成33年度を目標とする水産動物の種類ごとの種苗放流数量及び放流時の大ささは、次のとおりとする。
玄海地区	玄海地区
種類 魚類 ヒラメ トラフグ ク —— 具類 クロアワビ 甲殻類 クルマエビ 棘皮動物類 アカウニ	種類 魚類 マダイ ヒラメ トラフグ カサゴ 貝類 クロアワビ 甲殻類 クルマエビ 棘皮動物類 アカウニ
数量 全長 100千尾 60千尾 <u>9</u> 千尾 <u>10</u> 千個 <u>600</u> 千尾 800千個	数量 全長 50ミリメートル 70ミリメートル 140ミリメートル 30ミリメートル 30ミリメートル 4,000千尾 10ミリメートル
大きさ 全長 56千尾 100千尾 60千尾 90千尾 60千個 60千尾 体長 50ミリメートル 10ミリメートル	大きさ 全長 85ミリメートル 80ミリメートル 70ミリメートル 65ミリメートル 30ミリメートル 30ミリメートル 体長 30ミリメートル 10ミリメートル

バフンウニ	500千個	殻 径 10ミリメートル	バフンウニ	500千個	殻 径 10ミリメートル
マナマコ (アオ)	600千個	体 長 10ミリメートル	マナマコ (アオ)	600千個	体 長 10ミリメートル
マナマコ (アカ)	300千個	体 長 10ミリメートル	マナマコ (アカ)	300千個	体 長 10ミリメートル

有明海地区

貝類	2,000千個	殻 長 <u>2</u> ミリメートル	貝類	2,000千個	殻 長 8ミリメートル
アゲマキ	<u>2,000</u> 千個	殻 長 <u>10</u> ミリメートル	アゲマキ	2,000千個	殻 長 8ミリメートル
サルボウ	<u>2,000</u> 千個	甲殻類	クルマエビ	700千尾	体 長 40ミリメートル
甲殻類		クルマエビ	(有明4県で4,000千尾放流)		
ケルマエビ	700千尾	体 長 40ミリメートル	ガザミ	1,000千尾	全甲幅 10ミリメートル
ガザミ	<u>2,000</u> 千尾	全甲幅 <u>5</u> ミリメートル			

第4 放流効果実証事業に関する事項

栽培漁業の展開に当たっては、増殖効果が明らかとなつた水産動物について、放流に係る経済効果等の実証を行うこととし、放流効果実証事業への取組について検討する。

第5 特定水産動物育成事業に関する事項

特定水産動物育成事業（栽培漁業によって経済的効果が実証された特定の水産動物について、漁業協同組合等が一定の水面を設定の上、種苗の放流から漁獲までの育成管理を行い、特定の水産動物を探査する第三者からの利用料の徴収等を行う事業をいう。）を適正に実施することが可能となつた場合には、円滑な移行を図るものとする。

第6 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する技術の開発に関する事項

第4 放流効果実証事業に関する事項
栽培漁業の展開に当たっては、増殖効果が明らかとなつた水産動物について、放流に係る経済効果等の実証を行うこととし、放流効果実証事業への取組について検討する。

第5 特定水産動物育成事業に関する事項

特定水産動物育成事業（栽培漁業によって経済的効果が実証された特定の水産動物について、漁業協同組合等が一定の水面を設定の上、種苗の放流から漁獲までの育成管理を行い、特定の水産動物を探査する第三者からの利用料の徴収等を行う事業をいう。）を適正に実施することが可能となつた場合には、円滑な移行を図るものとする。

第6 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する技術の開発に関する事項

生産目標の一覧表は削除

(1) 種苗生産の技術水準の目標

県が種苗の量産技術の開発を行う水産動物の種類および生産目標
は、次の表のとおりとする。

なお、種苗の量産技術が一定の段階まで到達した水産動物については、さらに安定的な生産に努めるものとする。

水産動物の種類		目標 (平成33年)	
魚類	貝類	生産尾(個)数	大きさ
カサゴ	クロアワビ アゲマキ	90千尾 60千個 2,000千個	65ミリメートル 30ミリメートル 8ミリメートル
甲殻類			1回 1回
棘皮動物	マナマコ (アオ) マナマコ (アカ)	600千尾 300千尾	10-20ミリメートル 10-20ミリメートル

(2) 解決すべき技術開発上の問題点
水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る安定

(1) 解決すべき技術開発上の問題点
水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る安定

的な栽培漁業の技術基盤を確立するために必要な技術開発上の重要な課題は、次のとおりである。

ア 漁業者の要望が強い、新しい水産動物については、基礎的な生産技術の開発を行い、良質な種苗の大量生産の可能性を検討する。

イ 基礎的な種苗生産技術の開発が進んだ水産動物については、種苗の大量生産が安定して可能となるよう量産技術の開発、マニュアル化を進めるとともに、天然資源の状況を踏まえて放流技術開発を強力に推進していく。

ウ 種苗の大量生産が可能となった水産動物については、種苗の大量生産技術レベルの向上と平準化を図ることとして、当面、次の技術的条件の整備に努める。

(ア) 種苗生産量の増大、種苗生産方法の省力化及び簡素化、種苗生産単価の低減等生産性向上のための研究を行い、漁協等による種苗生産の育成を進めるとともに、県外生産機関との共通魚種等については、種苗生産の効率化、大規模化を目的とし、種苗生産体制の連携を進める。

(イ) 中間育成については、対象魚種の特性と地域の実態に即した漁場の選定及び良質な放流種苗を確保するための技術開発を図る。

(ウ) 種苗生産及び中間育成時の疾病対策については、国、国立研究開発法人 水産研究・教育機構（以下「水研機構」といいう。）及び公益社団法人全国豊かな海づくり推進協会（以下「海づくり協会」という。）との連携を図りながら、関係機関が協力し適切に対処する。

(エ) 放流効果をあげるための種苗の大きさ、放流場所、放流方

的な栽培漁業の技術基盤を確立するために必要な技術開発上の重要な課題は、次のとおりである。

ア 漁業者の要望が強い、新しい水産動物については、基礎的な生産技術の開発を行い、良質な種苗の大量生産の可能性を検討する。

イ 基礎的な種苗生産技術の開発が進んだ水産動物については、種苗の大量生産が安定して可能となるよう量産技術の開発、マニュアル化を進めるとともに、天然資源の状況を踏まえて放流技術開発を強力に推進していく。

ウ 種苗の大量生産が可能となった水産動物については、種苗の大量生産技術レベルの向上と平準化を図ることとして、当面、次の技術的条件の整備に努める。

(ア) 種苗生産量の増大、種苗生産方法の省力化及び簡素化、種苗生産単価の低減等生産性向上のための研究を行い、漁協等による種苗生産の育成を進めるとともに、県外生産機関との共通魚種等については、種苗生産の効率化、大規模化を目的とし、種苗生産体制の連携を進める。

(イ) 中間育成については、対象魚種の特性と地域の実態に即した漁場の選定及び良質な放流種苗を確保するための技術開発を図る。

(ウ) 種苗生産及び中間育成時の疾病対策については、国、国立研究開発法人 水産研究・教育機構水産総合研究センター（以下「水研センター」という。）及び公益社団法人全国豊かな海づくり協会（以下「海づくり協会」という。）との連携を図りながら、関係機関が協力し適切に対処する。

(エ) 放流効果をあげるための種苗の大きさ、放流場所、放流方

法及び放流した種苗の保護、育成方法等の放流技術の確立を図る。また、漁獲管理の取組との連携を図り、放流効果を最大限に発現させるための技術の導入を進める。

(才) 放流効果を明らかにするため、種苗及び漁場の特性に応じた効果を把握するための手法の確立と体制の整備をする。

エ バイオテクノロジー等の新技術による新品種の開発・放流、外来種導入等については、生態系に及ぼす影響を十分配慮して対応する。

法及び放流した種苗の保護、育成方法等の放流技術の確立を図る。また、資源管理型漁業との連携を図り、放流効果を最大限に発現させるための技術の導入を進めること。

(オ) 放流効果を明らかにするため、種苗及び漁場の特性に応じた効果を把握するための手法の確立と体制の整備をする。

エ バイオテクノロジー等の新技術による新品種の開発・放流、外来種導入等については、生態系に及ぼす影響を十分配慮して対応する。

(2) 技術開発水準の到達すべき段階

区分種類	基準年(H4)における平均的技術開発段階	目標年(H8)における平均的技術開発段階
ガザミ	C	E
アカウニ	E	F
マナマコ	E	E
アゲマキ	C	E
サルボウ	A	C

(3) 技術開発水準の到達すべき段階

区分種類	基準年(H26)における平均的技術開発段階	目標年(H33)における平均的技術開発段階	目標年(H33)における技術開発段階
トラフグ	D	E	E
カサゴ	C	F	F
ガザミ	C	E	E
クロアワビ	B	C	C
アカウニ	E	F	F
マナマコ	D	E	E
アゲマキ	C	E	E

注 1 基準年（R4）において事業実施期（F）である魚種は対象外とする。	注 1 基準年（H26）において事業実施期（F）である魚種は対象外とする。
注 2 上記の符号は、技術開発の段階を次に掲げる分類で表したものである。	注 2 上記の符号は、技術開発の段階を次に掲げる分類で表したものである。
A : 新技術開発期 (種苗生産の基礎技術開発を行う)	A : 新技術開発期 (種苗生産の基礎技術開発を行う)
B : 量産技術開発期 (種苗生産の可能な種について量産技術の開発を行う)	B : 量産技術開発期 (種苗生産の可能な種について量産技術の開発を行う)
C : 放流技術開発期 (量産技術の改良を行うとともに、放流による効果を得る上で、最も適した時期、サイズ、手法の検討を行う)	C : 放流技術開発期 (量産技術の改良を行うとともに、放流による効果を得る上で、最も適した時期、サイズ、手法の検討を行う)
D : 事業化検討期 (対象種の資源量、加入量を把握し、資源に応じた放流数量を検討するとともに、受益の範囲と程度を把握する)	D : 事業化検討期 (対象種の資源量、加入量を把握し、資源に応じた放流数量を検討するとともに、受益の範囲と程度を把握する)
E : 事業化実証期 (種苗の生産・放流体制を整備した上で、放流による効果を実証し、経費の低減を図るとともに、効果に応じた経費の負担配分を検討する)	E : 事業化実証期 (種苗の生産・放流体制を整備した上で、放流による効果を実証し、経費の低減を図るとともに、効果に応じた経費の負担配分を検討する)
F : 事業実施期 (持続的な栽培漁業が成立する)	F : 事業実施期 (持続的な栽培漁業が成立する)
第 7 水産動物の放流後の成育、分布及び採捕に係る調査に関する事項	第 7 水産動物の放流後の成育、分布及び採捕に係る調査に関する事項
放流後の成育、分布及び採捕状況を正確に把握することは、栽培漁業を推進する上で極めて重要なことであるため、県との連携を図りながら関係漁業者、漁協等が中心となつて調査を行い、放流効果、資	放流後の成育、分布及び採捕状況を正確に把握することは、栽培漁業を推進する上で極めて重要なことであるため、県との連携を図りながら関係漁業者、漁協等が中心となつて調査を行い、放流効果、資

源状況等の把握に努める。

また、得られた成果については県、関係市町、関係漁業者、漁協等の共有の情報とするよう努める。

第8 その他水産生物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に關し必要な事項
(1) 栽培漁業の技術水準の向上を図るため、国、関係県、水研機構、海づくり協会及び一般社団法人マリノフォーラム21等との連携を強化するものとする。

(2) 水産動物の種苗の放流及び育成が、第1の趣旨に従って行われるよう関係機関と連携し、栽培漁業の円滑な推進に努める。

(3) 栽培漁業を推進する上で、重要な役割を果たしている水産業改良普及事業及び試験研究との連携を一層強化するとともに、栽培漁業は漁獲管理との一体的な取組が重要となることを漁業者等に対する研修、県高等水産講習所における教科内容を充実すること等により、資源造成型栽培漁業及び資源管理型漁業に関する技術の普及、指導、啓発等を促進し、栽培漁業の漁業者への定着を図る。

また、一般県民、遊漁者等にも、栽培漁業及び資源の育成・管理の重要性について普及啓発を行っていくものとする。

(4) 栽培漁業の推進に当たっては、種苗の大量かつ安定的な確保、放流及びそれらの体制整備を図っていくことが不可欠であるとともに、資源の保護及び漁場の適正利用並びに密漁防止等についての対応が重要であるため、更に県、市町、漁協等関係機関が

源状況等の把握に努める。

また、得られた成果については県、関係市町、関係漁業者、漁協等の共有の情報とするよう努める。

第8 その他水産生物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に關し必要な事項

(1) 栽培漁業の技術水準の向上を図るため、国、関係県、水研センター、海づくり協会及び社団法人マリノフォーラム21等との連携を強化するものとする。

(2) 水産動物の種苗の放流及び育成が、第1の趣旨に従って行われるよう関係機関と連携し、栽培漁業の円滑な推進に努める。

(3) 栽培漁業を推進する上で、重要な役割を果たしている水産業改良普及事業及び試験研究との連携を一層強化するとともに、漁業者等に対する研修、県高等水産講習所における教科内容を充実すること等により、資源造成型栽培漁業及び資源管理型漁業に関する技術の普及、指導、啓発等を促進し、栽培漁業の漁業者への定着を図る。

また、一般県民、遊漁者等にも、栽培漁業及び資源の育成・管理の重要性について普及啓発を行っていくものとする。

(4) 栽培漁業の推進に当たっては、種苗の大量かつ安定的な確保、放流及びそれらの体制整備を図っていくことが不可欠であるとともに、資源の保護及び漁場の適正利用並びに密漁防止等についての対応が重要であるため、更に県、市町、漁協等関係機関が

<p>（5）本基本計画の期間は令和5年度から令和8年度までとする。なお、本基本計画は、国の基本方針の変更が行われた場合等、必要に応じて内容を見直すこととする。</p>	<p>（5）本基本計画の期間は平成29年度から平成33年度までとする。なお、本基本計画は、国の基本方針の変更が行われた場合等、必要に応じて内容を見直すこととする。</p>
<p>一体となって、「つくり育て、管理する漁業」の確立に努める。</p>	<p>一体となって、「つくり育て、管理する漁業」の確立に努める。</p>

4水管第2546号-10
令和5年7月18日

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

農林水産大臣が権限を行使する漁場における漁業の免許に係る諮問について

令和5年4月28日付け4水管第2546号-8をもって農林水産大臣が権限を行使する漁場の海区漁場計画を公示したところ、別表のとおり免許申請があつたため、当該申請者に免許することについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第70条及び第183条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求める。

なお、意見は令和5年8月4日までに提出願いたい。

別表

免許申請者一覧表

漁業権番号	申 請 者		備考
	住 所	氏名又は名称	
農共第1号	佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外821番地4	佐賀県有明海漁業協同組合	代表者
	福岡県柳川市三橋町高畠271番地	福岡有明海漁業協同組合連合会	
農区第201号	佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外821番地4	佐賀県有明海漁業協同組合	
農区第202号	佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外821番地4	佐賀県有明海漁業協同組合	
農区第203号	佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外821番地4	佐賀県有明海漁業協同組合	
農区第204号	佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外821番地4	佐賀県有明海漁業協同組合	
農区第207号	福岡県柳川市三橋町高畠271番地	福岡有明海漁業協同組合連合会	
農区第208号	福岡県柳川市三橋町高畠271番地	福岡有明海漁業協同組合連合会	
農区第209号	福岡県柳川市三橋町高畠271番地	福岡有明海漁業協同組合連合会	
農区第210号	福岡県柳川市三橋町高畠271番地	福岡有明海漁業協同組合連合会	
農区第211号	福岡県柳川市三橋町高畠271番地	福岡有明海漁業協同組合連合会	
農区第212号	福岡県大川市大字新田1317番地の2 1318番地	川口漁業協同組合	代表者
	福岡県大川市大字小保1013番地1	大川市漁業協同組合	
農区第213号	福岡県大川市大字新田1317番地の2 1318番地	川口漁業協同組合	代表者
	福岡県大川市大字小保1013番地1	大川市漁業協同組合	

水産第1747号

令和5年7月18日

佐賀県有明海区漁業調整委員会

会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥義



令和5年度機船船びき網（えび2そう船びき網）漁業の
許可方針（案）について（諮問）

このことについて、別添のとおり佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長から要望書が提出されました。

つきましては、別添のとおり許可方針を定めることについて、佐賀県漁業調整規則第11条第3項、同条第5項及び第15条第2項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（担当：農林水産部水産課）

佐有漁協指第149号
令和5年7月13日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保 敏

えび2そう船びき網漁業の許可について（要望）

謹啓 貴台益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

本県有明海海域における水産業振興並びに漁業調整につきましては、日頃より特段のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、標記許可につきまして、当組合大浦支所運営委員長より「本年の操業開始時期は、9月5日よりお願いしたい」として要望書が提出されております。

えび2そう船びき網は上びき網であることから、エビの成長度合いを考慮し漁業経営上、前倒しの許可もあり得ると考えておりましたが、一方でアンコウ網・竹羽瀬漁業者より、えび2そう船びき網の早期操業開始はシバエビを対象とする漁船漁業者にとっては相場下落により厳しいものがあるため、操業開始時期を10月1日にしていただきたいと相反する要望書が提出されております。

アンコウ網・竹羽瀬漁業者からこの様な要望がなされ、生計への依存度の大・小はあると思われますが、えび三重流し刺網・投網業者にも該当することであり、組合として貴県にてご判断をいただきたく要望いたします。

記

添付書類

- ・大浦支所運営委員長よりのえび2そう船びき網漁業許可についての要望書（写）
- ・アンコウ網・竹羽瀬漁業者よりのえび2そう船びき網漁業の許可条件についての要望書（写）



令和 5 年 7 月 3 日

佐賀県有明海漁業協同組合

代表理事組合長 西久保 敏 様

佐賀県有明海漁業協同組合大浦支所
支所運営委員長 貞包 保則

えび二そう船びき網漁業許可について(要望書)

当大浦地区の漁船漁業につきましては、日頃より格別の御指導と御配慮により沿岸漁業振興に御協力を賜り、関係漁民一同深く感謝しているところでございます。

さて、例年関係各位の特別の御理解により「えび2そう船びき網漁業」の許可を受け、冬期潜水器漁業並びに出稼期までのつなぎとして操業をし、生計を維持している状況であります。

今年も漁期となり海老の郡遊が見受けられるようになりました。

10月初旬になれば海老は浮上せず深く沈み又下に下る習性が見受けられます。最盛期としては9月5日頃より10月初旬迄が絶好の漁期であり、これを逸しては豊漁も望めません。

今年も操業者全員を集め海苔業者に迷惑をかける操業はしないと確約させており本人達も誓約しております。

つきましては事情を御賢察下さり9月5日より操業出来ますよう要望致します。



令和5年7月3日

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保 敏 様

アンコウ網漁業者
東部地区代表
広江支所
中部地区代表
芦刈支所
竹羽瀬漁業者
東与賀支所



えび2そう船びき網漁業の許可条件について（要望）

謹啓 残暑の候、ますますの御健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃より有明海の漁業振興につきましては、特段のご配慮を賜わり厚くお礼申し上げます。

ご高承のとおり、有明海で営んでいるアンコウ網及び竹羽瀬漁業は主に潮流を頼った漁法であるため、海況の変化等の不確定な要因により漁獲量の変動が激しく日々不安定な生活を強いられております。

さて、標記の漁法は動力を使用した数少ない船びき網漁法であり、その漁獲量は他の網漁業とは比較にならないほど一度に大量の水揚げがあり、場合によっては市場でのシバエビの相場単価が落ち込んでいるのが現状であり、漁業者間の話し合いにより出荷調整も考えなければならない時期に来ていると思われます。

この様な状況の中、シバエビを対象とするえび2そう船びき網漁業の許可開始が早まっていくのではないかと大きな懸念を抱くとともに、このままでは有明海においての漁船漁業の経営が確実に困難になっていくのではないかと危惧致します。

つきましては、こうした事情をご賢察の上、えび2そう船びき網漁業の許可に際し操業の開始を下記のとおりとされますよう、要望方々お願ひ申し上げます。

記

えび2そう船びき網漁業の許可に際し、操業開始を10月1日として頂きたい。

令和5年度機船船びき網（えび2そう船びき網）漁業許可方針（案）

第1 制限措置

- 1 漁業種類
えび2そう船びき網漁業
- 2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数
50隻（25統）
- 3 船舶の総トン数
制限なし
- 4 推進機関の馬力数
制限なし
- 5 操業区域
佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）
- 6 漁業時期
佐賀県有明海 9月15日から11月25日まで
農林水産大臣管轄漁場 9月20日から11月30日まで
- 7 漁業を営む者の資格
 - (1) 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
 - (2) 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
 - (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
 - (4) 適切な資源管理を実践できる者
 - (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者
 - (6) 過去1年間に漁業関係法令違反による司法処分を受けていない者

第2 許可の有効期間

令和5年9月15日から令和5年11月30日まで

第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和5年7月25日から令和5年8月24日までとする。
- 2 申請期間に到着し、受けた申請の数（以下「受付数」という。）が、25件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。なお、件数の計算は、2隻1統を1件とする。（以下この許可方針において同じ。）
- 3 令和5年10月31日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が25件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加し

た申請期間より前の申請期間に受けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。

- 4 合計数が25件に到達した日以降から令和5年10月31日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から次の開序日までとし、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。

第4 許可の基準

1 令和5年7月25日から令和5年8月24日までにおける受付数が25件を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、異なる順位に該当する者同士が僚船指定した場合には、より低い方の順位を両者に適用する。また、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 令和4年11月30日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。
 - (2) 令和4年11月30日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者から、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者
 - (3) 前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者
 - (4) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
 - (5) 上記(1)から(4)に該当しない者
- 2 令和5年8月25日以降における合計数が25件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、異なる順位に該当する者同士が僚船指定した場合には、より低い方の順位を両者に適用する。また、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者
- (2) 当該知事許可漁業の許可を有している者又は前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者
- (3) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
- (4) 上記(1)から(3)に該当しない者

第5 条件

- 1 次に掲げる区域で操業してはならない。
 - (1) 区画漁業権に基づくのり漁場の周囲100メートル以内の区域。ただし、農林水産大臣管轄漁場においては、区画漁業権に基づくのり漁場の周囲200メートル以内の区域。
 - (2) 竹羽瀬から100メートル以内の区域。~~ただし、農林水産大臣管轄漁場においては、竹羽瀬から200メートル以内の区域。~~
- 2 指定された船以外を僚船に使用してはならない。
- 3 操業の際は、県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 4 使用する漁具にワイヤーロープを用いてはならない。

水産第1757号

令和5年7月18日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

佐賀県知事 山口 祥義



令和5年度固定式刺網漁業（特認）の許可方針（案）
について（諮問）

のことについて、別添のとおり佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長
から要望書が提出されました。

つきましては、別添のとおり許可方針を定めることについて、佐賀県漁業調
整規則第11条第3項、同条第5項及び第15条第2項の規定により貴委員会
の意見を求めます。

（担当：農林水産部水産課）

佐有漁協指第150号
令和5年7月13日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保 敏

グチ固定式刺網漁業（特認）許可について（要望）

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年度も当漁協組合員 中島作好 他3名 より標記漁業許可について別添とおり要望がありましたので、よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

記

添付書類 「佐賀県西部地区網漁業者一同」よりの要望書（写）



要　望　書

県当局におかれでは、かねてより水産業の振興及び漁業基盤整備等については格別の御指導と御高配を賜り、感謝申し上げます。

御承知の通り私たちは、4トン内外の漁船を所有し漁業を営み漁家経済を維持しております。

本県の水産業は、昭和三十年頃より海苔養殖漁業が基幹産業として発展し現在に至っております。

この海苔養殖漁期間、網漁業者は操業区域の制限をうけ海苔養殖漁場内の操業が出来ないことになつております。

このような実情から昭和六十年度に県知事殿、漁業調整委員会へ陳情申し上げ御検討を頂き、試験操業として許可をうけ、他漁種に迷惑をかけないように操業してまいりました。

本年度も是非御許可下さい様連署をもつて要望致します。

記

一、漁業権免許区域が拡大し網漁業の制限をうける為、漁獲量が減少しているので、海苔漁場内の潮通しでグチ固定式刺網漁業の許可をお願いする。

二、署名の者は刺網漁業の周年操業を行わないと漁家経済の維持が保てません。

今年も昨年同様九月一日から操業ができますよう何卒御許可を御願い申し上げます。

令和⁵年⁹月³日

佐賀県西部地区網漁業者一同



同 意 書

令和5年6月26日付でお願いがあったグチ固定式刺網漁業操業について同意します。

令和5年6月29日

(住 所) 佐賀県杵島郡白石町大字新明2813番地

(支所名) 佐賀県有明海漁業協同組合 新有明支所

(代表者) 支所運営委員長 久野健児郎



(住 所) 佐賀県杵島郡白石町大字新明2813番地

(支所名) 佐賀県有明海漁業協同組合 白石支所

(代表者) 支所運営委員長 古賀 昭



(住 所) 佐賀県鹿島市浜町1707番地

(支所名) 佐賀県有明海漁業協同組合 鹿島市支所

(代表者) 支所運営委員長 中島 龍





意 見 書

令和 5 年 6 月 29 日

佐賀県有明海漁業協同組合

代表理事組合長 西久保 敏 様

(支所名) 佐賀県有明海漁業協同組合 新有明支所

(代表者名) 支所運営委員長 久野健児郎



今般、別紙陳情書のとおり網漁業操業の件について申出がありました。

当支所としてもこの件につきましては、同意致しますので許可下さいます
様、県に対して要望頂きたく宜しくお願いお願い申し上げます。



意見書

令和 5 年 6 月 29 日

佐賀県有明海漁業協同組合

代表理事組合長 西久保 敏 様

(支所名) 佐賀県有明海漁業協同組合 白石支所
(代表者名) 支所運営委員長 吉賀 昭洋

今般、別紙陳情書のとおり網漁業操業の件について申出がありましたが。
当支所としてもこの件につきましては、同意致しますので許可下さいます
様、県に対して要望頂きたく宜しくお願ひお願い申し上げます。



令和 5 年 6 月 26 日

佐賀県有明海漁業協同組合

新有明支所運営委員長 様

白石支所運営委員長 様

鹿島市支所運営委員長 様

グチ固定式刺網漁業操業に係る同意について

標記の件につきまして、下記のとおり操業致したく存じますので御同意
下さいます様お願い申し上げます。

尚、操業に当たっては海苔養殖漁業者とのトラブルを起こさないことを
厳守すると共に、許可に付された制限又は条件を遵守し、違反操業等絶対
ないよう致しますので、宜しくお願ひ申し上げます。

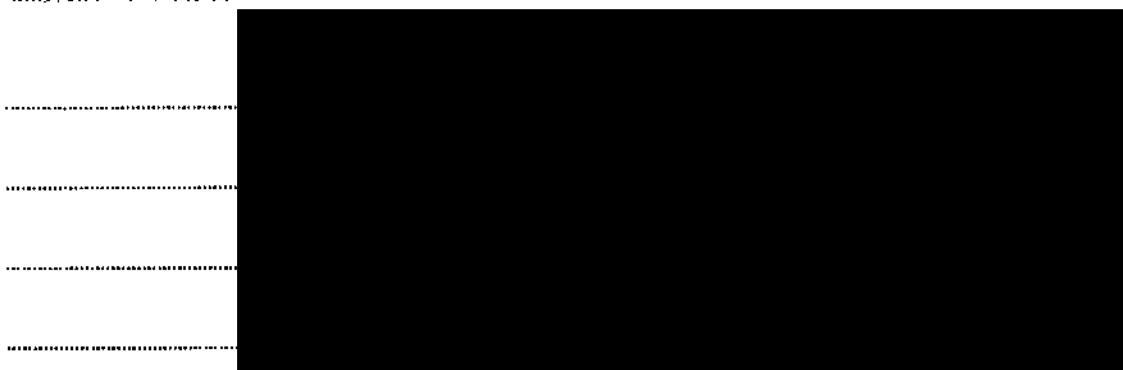
記

1. 漁業種類 グチ固定式刺網漁業

2. 操業期間 許可の日から令和 6 年 4 月 30 日まで

3. 操業区域 別紙のとおり

4. 漁業許可申請者



(印)

(印)

令和5年度固定式刺網漁業（特認）許可方針（案）

第1 制限措置

- 1 漁業種類
ぐち固定式刺網漁業
- 2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数
操業区域の（1）と（2）は合計12隻
操業区域の（3）-①は3隻、（3）-②は3隻、（3）-③は3隻
- 3 船舶の総トン数
制限なし
- 4 推進機関の馬力数
制限なし
- 5 操業区域
 - (1) 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ゾ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域。ただし、のり養殖免許漁場間の縦船通しを除く。

ア 第332号鋼管	イ 第335号鋼管	ウ 第337号鋼管
エ 第350号鋼管	オ 第392号鋼管	カ 第351号鋼管
キ 第395号鋼管	ク 第374号鋼管	ケ 第375号鋼管
コ 第431号鋼管	サ 第432号鋼管	シ 第429号鋼管
ス 第58号鋼管	セ 第422号鋼管	ゾ 第444号鋼管
タ 第414号鋼管	チ 第404号鋼管	ツ 第403号鋼管
テ 第400号鋼管	ト 第379号鋼管	ナ 第397号鋼管
ニ 第367号鋼管	ヌ 第396号鋼管	ネ 第360号鋼管
ノ 第358号鋼管	ハ 第394号鋼管	

（鋼管の緯度経度及び緯度経度に基づく操業区域図は別紙のとおり）
 - (2) 次の第1種区画漁業権（のり養殖業）免許漁場内
 - ① 有区第1212号、有区第1213号、有区第1214号、有区第1216号
 - ② 有区第1215号、有区第1217号、有区第1218号、有区第1219号、有区第1222号、有区第1224号、有区第1226号、有区第1228号、有区第1229号、有区第1230号、有区第1231号、有区第1232号、有区第1287号
 - (3) 次の第1種区画漁業権（のり養殖業）免許漁場内
 - ① 有区第1194号、有区第1195号、有区第1198号、有区第1203号、有区第1204号、有区第1206号、有区第1207号、有区第1210号
 - ② 有区第1272号、有区第1273号
 - ③ 有区第1174号、有区第1185号、有区第1186号、有区第1187号、有区第1188号、有区第1189号、有区第1190号、有区第1191号、有区第1192号

6 漁業時期

9月1日から翌年4月30日まで

7 漁業を営む者の資格

- (1) 佐賀県有明海漁業協同組合の正組合員であり、かつ、次に掲げる操業区域ごとに定める者
- ア 操業区域（1） 新有明支所、白石支所（旧 白石町北明支所）、鹿島市支所に属する者
- イ 操業区域（2） - ① 白石支所（旧 白石町北明支所）に属する者
- ウ 操業区域（2） - ② 新有明支所に属する者
- エ 操業区域（3） - ① 久保田町支所に属する者
- オ 操業区域（3） - ② 大浦支所に属する者
- カ 操業区域（3） - ③ 福富町支所に属する者
- (2) 過去1年間に漁業関係法令違反による司法処分を受けていない者
- (3) 固定式刺網漁業の許可を有している者
- (4) 操業区域内におけるのり養殖漁業権者の同意のある者
- (5) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）
第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
- (6) 適切な資源管理を実践できる者
- (7) 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

令和5年9月1日から令和6年4月30日まで

第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間（以下「申請期間」という。）は、令和5年7月25日から令和5年8月17日までとする。
- 2 申請期間に到着し、受け付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、操業区域ごとに定める許可又は起業の認可をすべき船舶の数（以下「最高隻数」という。）に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。
- 3 令和6年3月31日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が最高隻数に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受け付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。
- 4 合計数が最高隻数に到達した日以降から令和6年3月31日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から次の開庁日までとし、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。

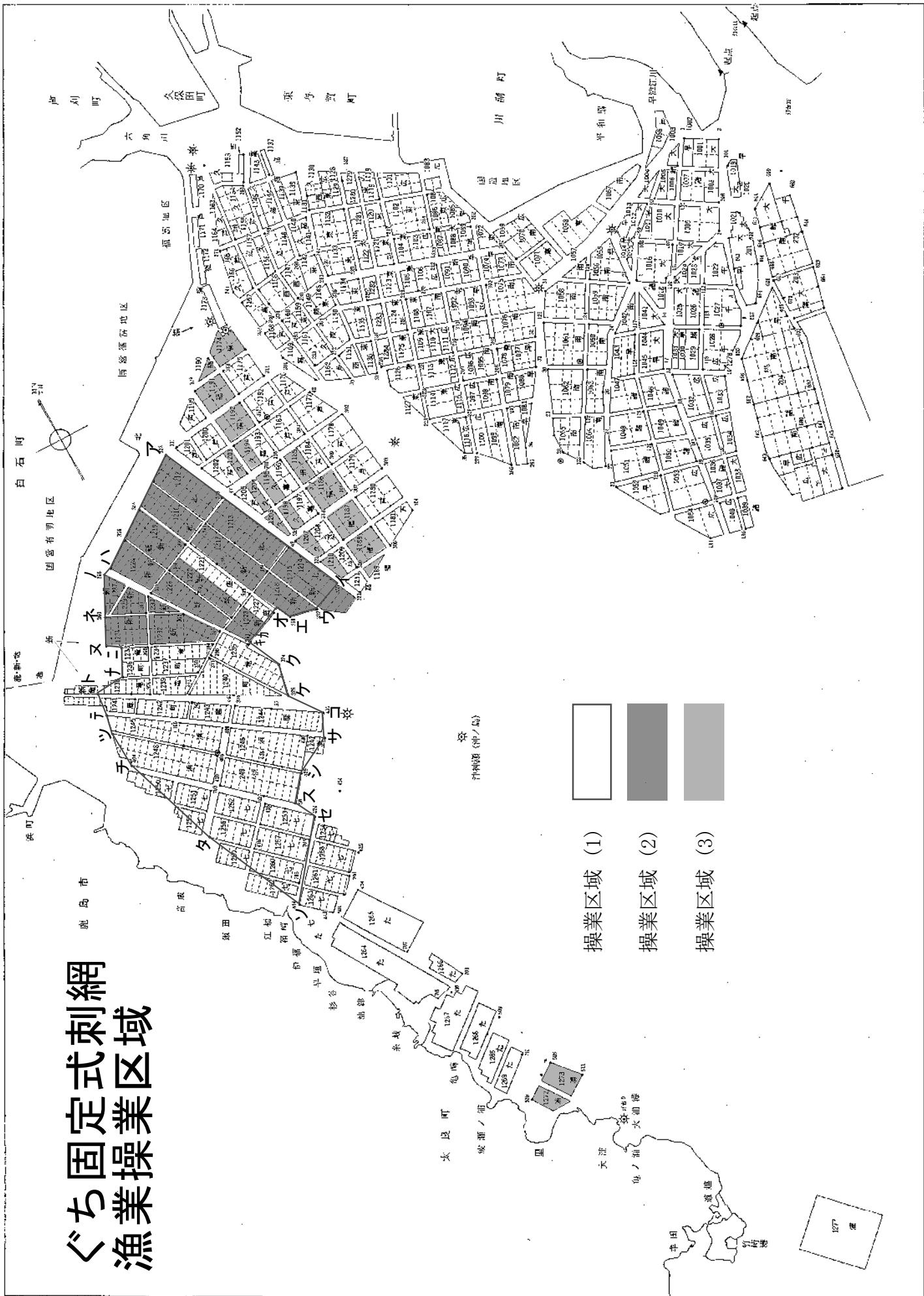
第4 許可の基準

- 1 令和5年7月25日から令和5年8月17日までにおける受付数が最高隻数を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 令和5年4月30日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者。
ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。
 - (2) 令和5年4月30日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者から、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者
 - (3) 前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者
 - (4) 当該知事許可漁業及び固定式刺網漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
 - (5) 上記(1)から(4)に該当しない者
- 2 令和5年8月17日以降における合計数が最高隻数を超える場合は、最後に設定した申請期間に受けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者
 - (2) 当該知事許可漁業の許可を有している者又は前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者
 - (3) 当該知事許可漁業及び固定式刺網漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
 - (4) 上記(1)から(3)に該当しない者

第5 条件

- 1 操業の際は、県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 2 操業中は、使用船舶を漁具の周囲50メートル以内に停めておかなければならぬ。
- 3 使用する網は、高さ2メートル以下、長さ200メートル以下でなければならぬ。
- 4 使用する漁具は、1統でなければならない。
- 5 網の両端に漁業を営む者の氏名及び住所を記載した浮標をつけなければならない。

漁業操縦区域固定式区間



ぐち固定式刺網漁業の操業区域(1)の緯度経度

(秒表示)

鋼管番号	緯度 度 分 秒	経度 度 分 秒	鋼管番号	緯度 度 分 秒	経度 度 分 秒
332	33 8 21.287	130 11 53.071	332	33 8 8.355	130 11 11.885
335	33 6 4.860	130 13 0.483	335	33 6 6.081	130 13 13.008
337	33 5 55.616	130 12 37.140	337	33 5 5.927	130 12 12.619
350	33 6 0.760	130 12 14.189	350	33 6.013	130 12 236
392	33 6 9.435	130 12 4.764	392	33 6.157	130 12.079
351	33 5 58.776	130 11 35.954	351	33 5.980	130 11.599
395	33 5 58.292	130 11 32.001	395	33 5.972	130 11.533
374	33 5 36.911	130 11 46.129	374	33 5.615	130 11.769
375	33 5 13.632	130 11 40.575	375	33 5.227	130 11.676
431	33 4 51.390	130 11 58.836	431	33 4.857	130 11.981
432	33 4 36.083	130 11 49.218	432	33 4.601	130 11.820
429	33 4 22.788	130 11 16.503	429	33 4.380	130 11.275
58	33 4 6.863	130 11 0.628	58	33 4.114	130 11.010
422	33 3 53.307	130 11 9.523	422	33 3.888	130 11.159
444	33 3 6.701	130 10 21.997	444	33 3.112	130 10.367
414	33 4 17.273	130 9 45.279	414	33 4.288	130 9.755
404	33 5 26.544	130 9 20.595	404	33 5.442	130 9.343
403	33 5 52.486	130 9 20.439	403	33 5.875	130 9.341
400	33 6 6.250	130 9 23.351	400	33 6.104	130 9.389
379	33 6 20.401	130 9 27.658	379	33 6.340	130 9.461
397	33 6 22.674	130 9 51.252	397	33 6.378	130 9.854
367	33 6 40.529	130 10 2.136	367	33 6.675	130 10.036
396	33 6 47.361	130 9 50.892	396	33 6.789	130 9.848
360	33 7 5.044	130 10 2.676	360	33 7.084	130 10.045
358	33 7 28.565	130 10 21.591	358	33 7.476	130 10.360
394	33 7 31.931	130 10 27.103	394	33 7.532	130 10.452

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第1号の適用除外申請書

令和5年5月24日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏 様

届出者 住所 福岡県福岡市中央区長浜1-3-4
綾杉ビル北天神3階
株式会社 東京久栄 九州支店
氏名 支店長 池田 賢一 印



下記により佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第1号の適用除外を受けたいので申請致します。
記

1 適用除外の理由

アサリ採苗・移植実験として、ノリ養殖漁場(1022号)の一部（通路）において、実験用の網袋等で成長したアサリを採捕するため。

2 適用除外の期間

承認日 から 令和6年3月31日まで

3 調査の目的と方法

本調査は、水産庁発注事業「令和5年度有明海のアサリ等の育成技術高度化実証事業」として、有明海のノリ養殖場及び周辺に高密度に生息している稚貝を有効に活用し、採苗・移植技術を開発することを目的としている。採苗・移植方法は、砂利等を入れた網袋の設置等を行い、その後、移植ゴテ又は実験用網袋の回収によりアサリを採捕する。

(調査時期は、令和5年6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、令和6年1月、2月、3月を予定)

4 調査に使用する船舶

延12隻(佐賀県有明漁業協同組合、諸富町支所より備船)

5 調査を実施するものの住所及び氏名

住 所	氏 名
[REDACTED]	[REDACTED]

6 採捕量

アサリ約60kg

7 その他

本調査は、特別採捕許可を申請中です。

調査を実施するものの住所及び氏名

住所

氏名

住所

氏名

調査に使用する船舶

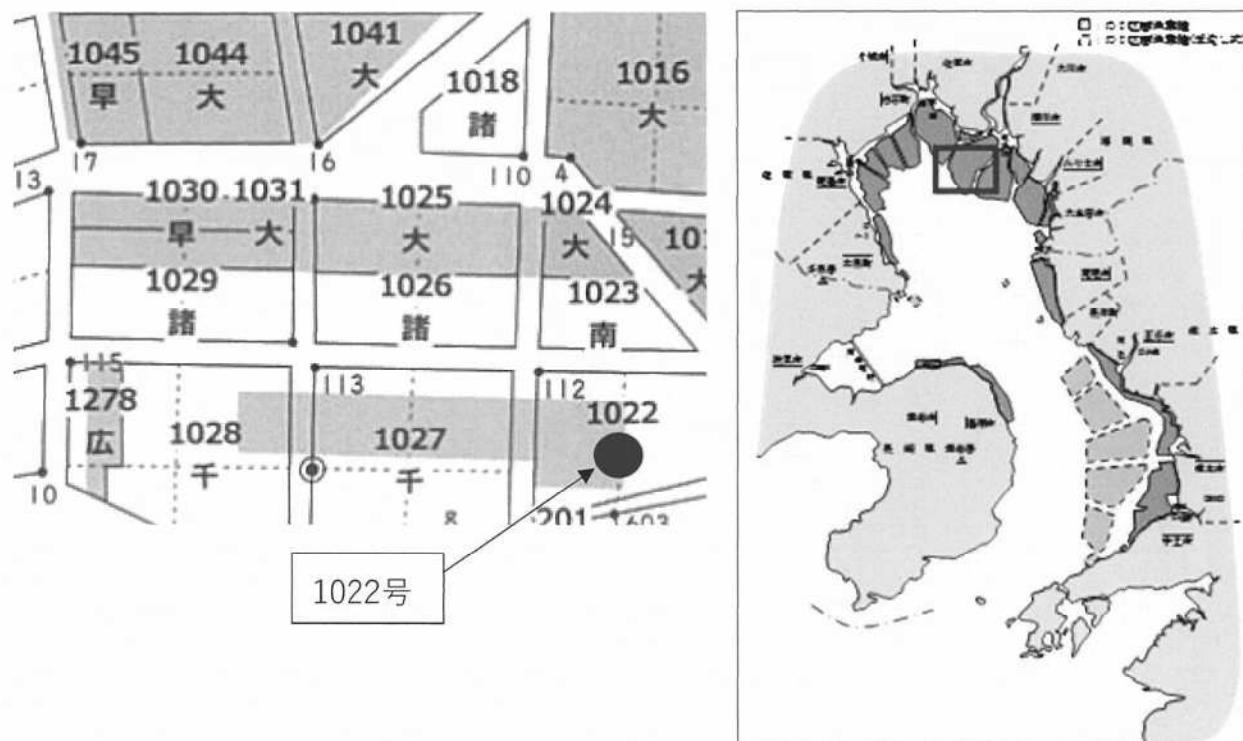
船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類 及び馬力数	所有者氏名

添付資料 調査概要（場所・時期・内容）

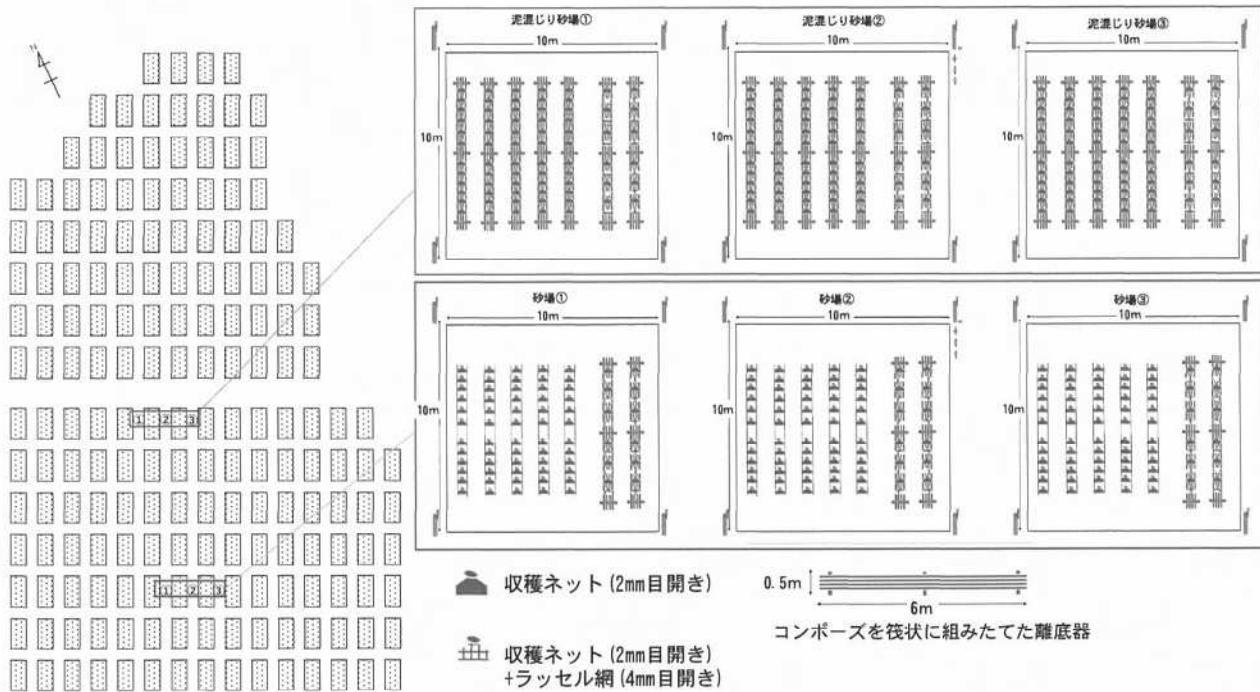
1. 調査場所

- 実験区は、佐賀県有明海漁業協同組合、諸富町支所から同意を得た区画漁業権漁場(1022号)の海苔コマと海苔コマの間の通路で設置
- 実験区の目印は、実験区の四隅に紅白旗及び点滅灯を付けたコンポースを設置

佐賀県有明海漁業協同組合、諸富町支所から同意を得た区画漁業権漁場(1022号)



実験実施場所(1022号)



アサリ移植試験の概念図

2. 調査時期

- 調査時期は、令和5年6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、令和6年1月、2月、3月にモニタリングを予定しています。

項目 時期	令和5年									令和6年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実験区の設置												
モニタリング			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

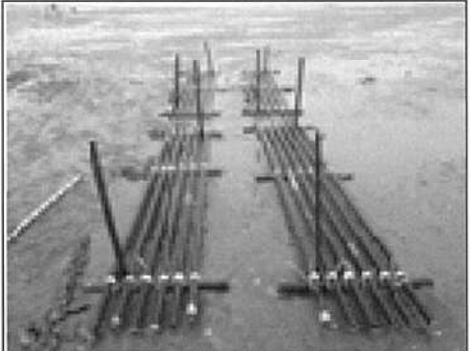
3. 調査内容・方法

令和5年度の移植技術開発の実施概要を以下に示す。

砂場移植実験、

令和5年度では、砂場において、生産性の高い移植後の漁獲時期を絞り込む。

稚貝確保実験概要

項目	内容
調査時期	令和5年6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、令和6年1月、2月、3月(10/年)
実験区	砂場区及び泥混じり砂場区(10m×10m程度を各3区画)
方法	回収：令和3年7月、8月、9月、10月、11月、12月に設置した採苗器を回収し、網袋中のアサリの個体数、湿重量、殻長を測定する。
使用機器	<p>●採苗器</p> <p>大きさ：40cm×70cm程度 網：収穫ネット及びラッセル網 材質：ポリエチレン 基質：砂利 容量：4ℓ 程度</p>  <p>●離底器</p> <p>材質：コンポーズ(FRP) サイズ：6m×0.5m</p> 

移植実験概要

項目	内容
調査時期	令和5年6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、令和6年1月、2月、3月(10/年)
実験区	砂場区及び泥混じり砂場区(10m×10m程度を各3区画)
方法	<p>①移植：令和5年7月に砂場の採苗器を泥混じり砂場に移す。同様に、泥混じり砂場の採苗器を砂場へ移す。</p> <p>②回収：令和3年8月、9月、10月、11月、12月に設置した採苗器を回収し、網袋中のアサリの個体数、湿重量、殻長を測定する。</p>
使用機器	<p>●採苗器</p>  <p>大きさ：40cm×70cm程度 網：収穫ネット及びラッセル網 材質：ポリエチレン 基質：砂利 容量：4ℓ 程度</p> <p>●離底器</p>  <p>材質：コンポーズ(FRP) サイズ：6m×0.5m</p>

モニタリング概要

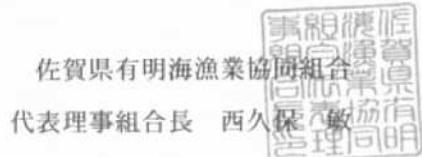
項目	内容
調査時期	令和5年6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、令和6年1月、2月、3月(10/年)
実験区	砂場区及び泥混じり砂場区(10m×10m程度を各3区画)
方法	各実験区の原地盤において、10cm×10cmの正方枠を1点設置し、正方枠内の底質を採取後、その底質中のアサリの個体数、湿重量、殻長を測定する。

添付資料 漁業協同組合同意書（写し）

同 意 書

令和5年5月8日

株式会社 東京久栄 殿



貴殿が実施する試験・調査に係わる下記の作業について同意します。

1. 実施者

株式会社 東京久栄

2. 調査場所

佐賀県区画漁業権漁場(1022号)及び周辺

3. 調査期間

調査期間：令和5年5月～令和6年3月

4. 調査内容

底生生物調査（アサリ）

底質調査

生息環境調査（流況・水質）

水産第1525号

令和5年7月4日

佐賀県有明海区漁業調整委員会

会長 西久保 敏 様

佐賀県農林水産部水産課

課長 横尾 一成

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第1号および第59号の

適用除外について

下記により佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第1号および第59号の適用除外を受けたいので申請します。

記

1 適用除外の理由

委員会指示第1号により操業が禁止されている海域および第59号によりタイラギの採捕が禁止される海域において、タイラギの採捕を伴うタイラギ漁場生息状況調査を実施するため。

2 調査の目的および方法

調査の目的は、底質環境の把握およびタイラギの生息状況の調査である。方法は、潜水土による海底土（柱状採泥器による採泥）および底生生物（タイラギ等）の採集である。

3 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量

タイラギ（100kg以内）

4 適用除外の期間

許可日（委員会指示適用除外承認の日）から令和6年3月31日まで

5 調査計画

別添1「工程表」のとおり

6 採捕の区域

有明海（別添2「採捕区域」のとおり）

7 採捕に従事する者の氏名及び船舶

別添3「採捕に従事する者の氏名及び船舶」のとおり

8 その他

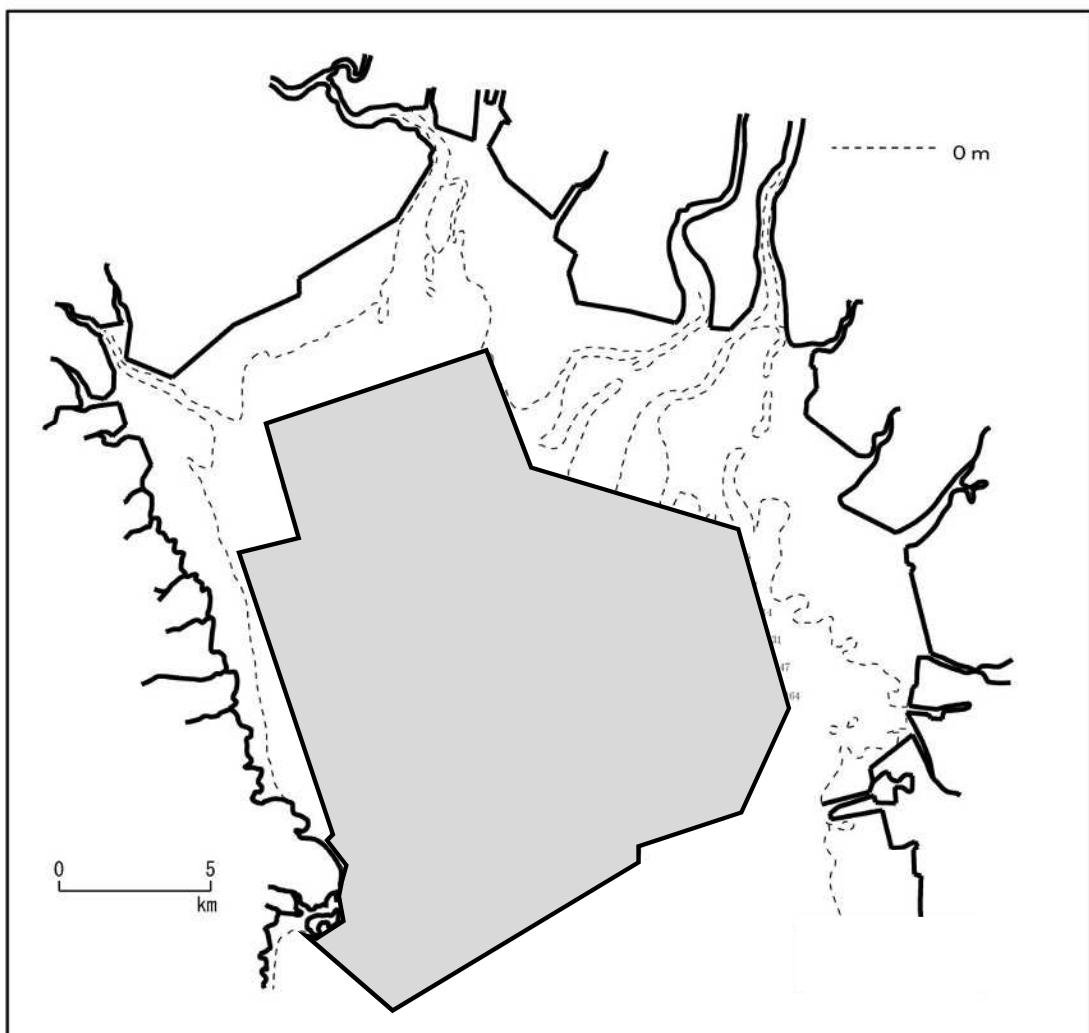
佐賀県漁業調整規則に基づき、別途、特別採捕許可申請を行う

表1 工程表

区分		調査・分析項目		地点数	調査回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考		
調査	A	タイラギ生息状況調査・浮泥厚調査	タイラギ(殻長、重量など)、浮泥厚	200地点	2回															
	B	底泥採取+（タイラギ生息状況調査）	底質分析 CODILAVS粒度組成 Aと重複しない地点	60地点	1回															
				タイラギ(殻長、重量など)、浮泥厚	(12地点)	1回														
	G (対照区)	漁場改善効果把握調査(R3施工区)	タイラギ(殻長、重量など)、浮泥厚 底泥採取	10地点	2回															
				底質分析 CODILAVS粒度組成,マクロベントス																
	H (対照区)	漁場改善効果把握調査(R4施工区)	タイラギ(殻長、重量など)、浮泥厚 底泥採取	18地点	2回															
				底質分析 CODILAVS粒度組成,マクロベントス																
	I (対照区)	漁場改善効果把握調査(R5施工区)	タイラギ(殻長、重量など)、浮泥厚 底泥採取	18地点	2回															
				底質分析 CODILAVS粒度組成,マクロベントス																
取りまとめ																				
区分		概要		地点数	調査回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計		
作業量	調査地点数																			
	調査地点数	対照区														200		412		
	調査日数	5地点/日・隻 10隻/日として												4.6		4.6		92		
	安全監視船日数													5.16		4.92		1008		
	分析検体数(底質)	CODILAVS粒度組成												10.6		4.6		1008		
	分析検体数(マクロベントス)	対照区												4.6		4.6		152		
																		92		

○ 採捕区域

(別添2)



○採捕に従事する者の氏名、船舶及び住所

(別添3)

	所有者	船名	船舶登録番号	総トン数	推進機関の種類及び馬力数	住所
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						

令和 5 年 6 月 27 日

佐賀県農林水産部水産課

課長 横尾 一成 様

佐賀県有明海漁業協同組合

代表理事組合長 西久保 敏



タイラギ漁場生息環境調査に係る佐賀県有明海区漁業調整委員会指示

適用除外申請への同意について

令和 5 年 6 月 19 日付け水産第 1262 号にて同意を依頼されたタイラギ漁場生息環境調査
に係る佐賀県有明海区漁業調整委員会指示の適用除外申請に対して同意します。

筑下大第12号
令和5年7月13日

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示の適用除外申請書

佐賀県有明海区漁業調整委員会長 殿

住所 福岡県久留米市安武町武島 1063-2
氏名 独立行政法人水資源機構
筑後川下流総合管理所長 村上 喜昭
(公印省略)

下記により適用除外承認を受けたいので申請いたします。

記

1 目的

本業務は、有明海域および筑後川下流域（感潮河川）周辺環境を把握する目的で行うものであり、現地調査の一環として、底質、底生生物調査及び魚卵・稚仔魚調査を行う。

2 適用除外の承認を必要とする事項

佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第58号、同指示第59号、同指示第60号及び同指示第61号

3 使用船舶

別紙1 使用船舶のとおり、4隻を使用する

4 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量

【底質調査、底生生物調査】

サルボウ、他水生生物を20kg以内。

※タイラギ、アゲマキ及びウミタケは底生生物調査時の採泥試料に含まれた場合のみ採捕する。

【魚卵・稚仔魚調査】

サッパ、コノシロ、他水生生物を20kg以内。

※魚卵ネットにかかった魚卵・稚仔魚のみを採捕する。

※ビゼンクラゲは、魚卵・稚仔魚調査時の試料に含まれた場合のみ採捕する。

5 適用除外の期間

承認日から令和6年3月31日まで（指示第59号）

承認日から令和6年5月31日まで（指示第58号、同指示60号、同指示61号）

【底質調査、底生生物調査：2回（8月、2月）】

【魚卵・稚仔魚調査：毎月 1 回】

6 採捕区域

有明海 (別紙 3 の No. 4、No. 5、No. 6、No. 7)

※No. 5 は底質調査のみ

7 使用漁具及び漁法 (別紙 2 参照)

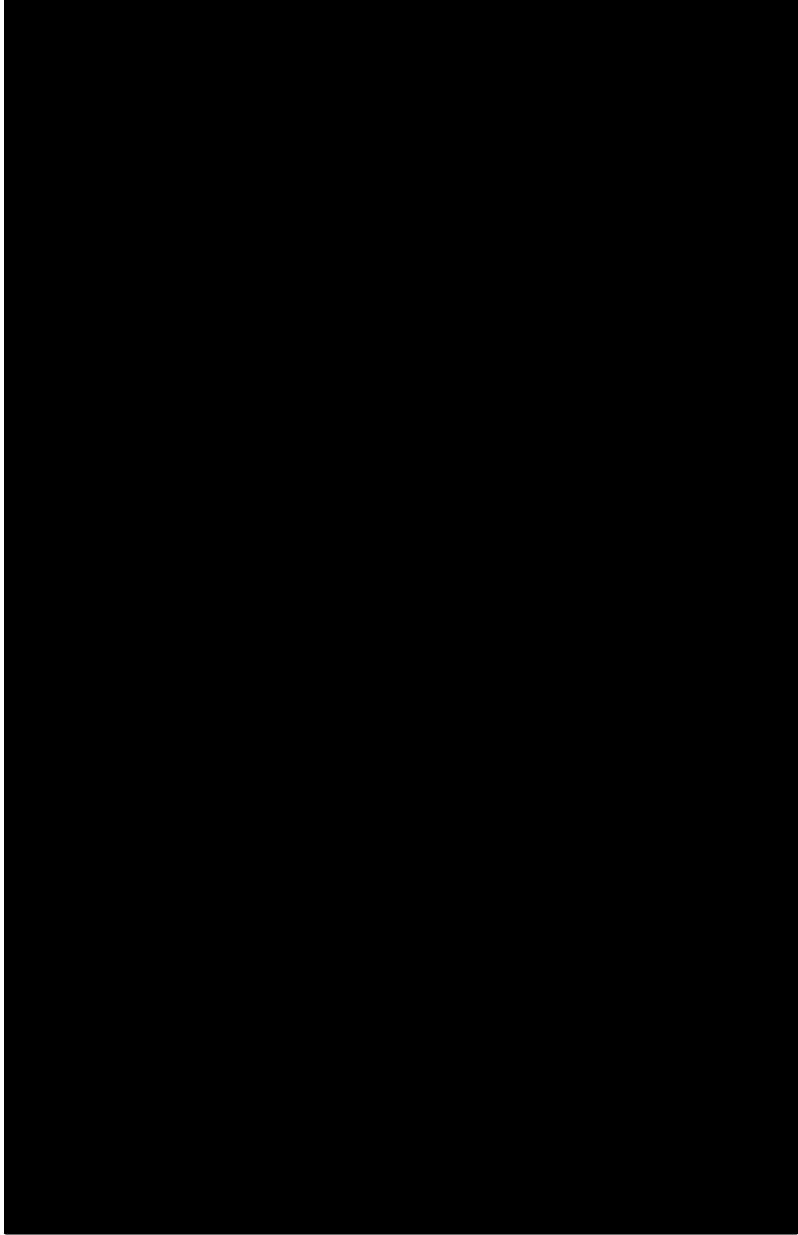
スミス・マッキンタイヤ型採泥器による底生生物の採取 (図-1)

スコップによる底生生物の採取 (図-1)

ネットによる魚卵・稚仔魚の採取 (図-2)

別紙 1

採捕に従事する者の住所及び氏名



使用船舶

船名	
仕様	
登録番号	
総トン数	
推進機関の種類及び馬力	
所有者名	

調査方法

【底質、底生生物調査】

図-1に示すスミス・マッキンタイヤ型採泥器による底生生物の採取及び
スコップによる底生生物の採取

【魚卵・稚仔魚調査】

図-2に示す魚卵ネットを用いて2ノット10分間の表層曳による採取

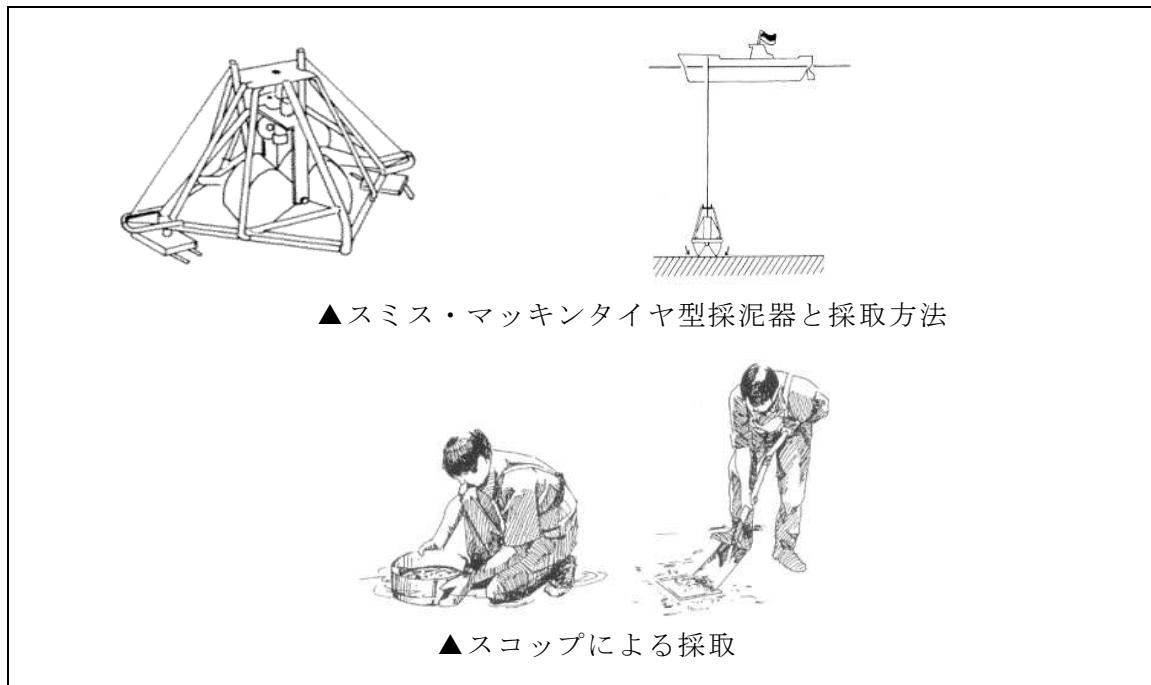


図-1 採取器具および方法（底質、底生生物）

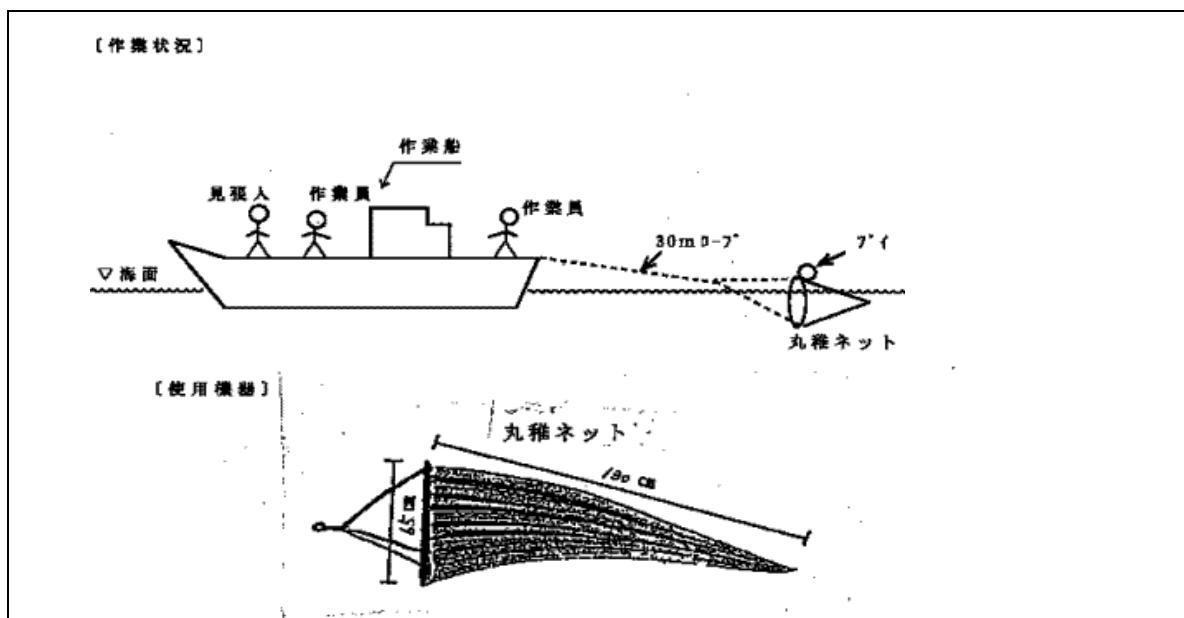
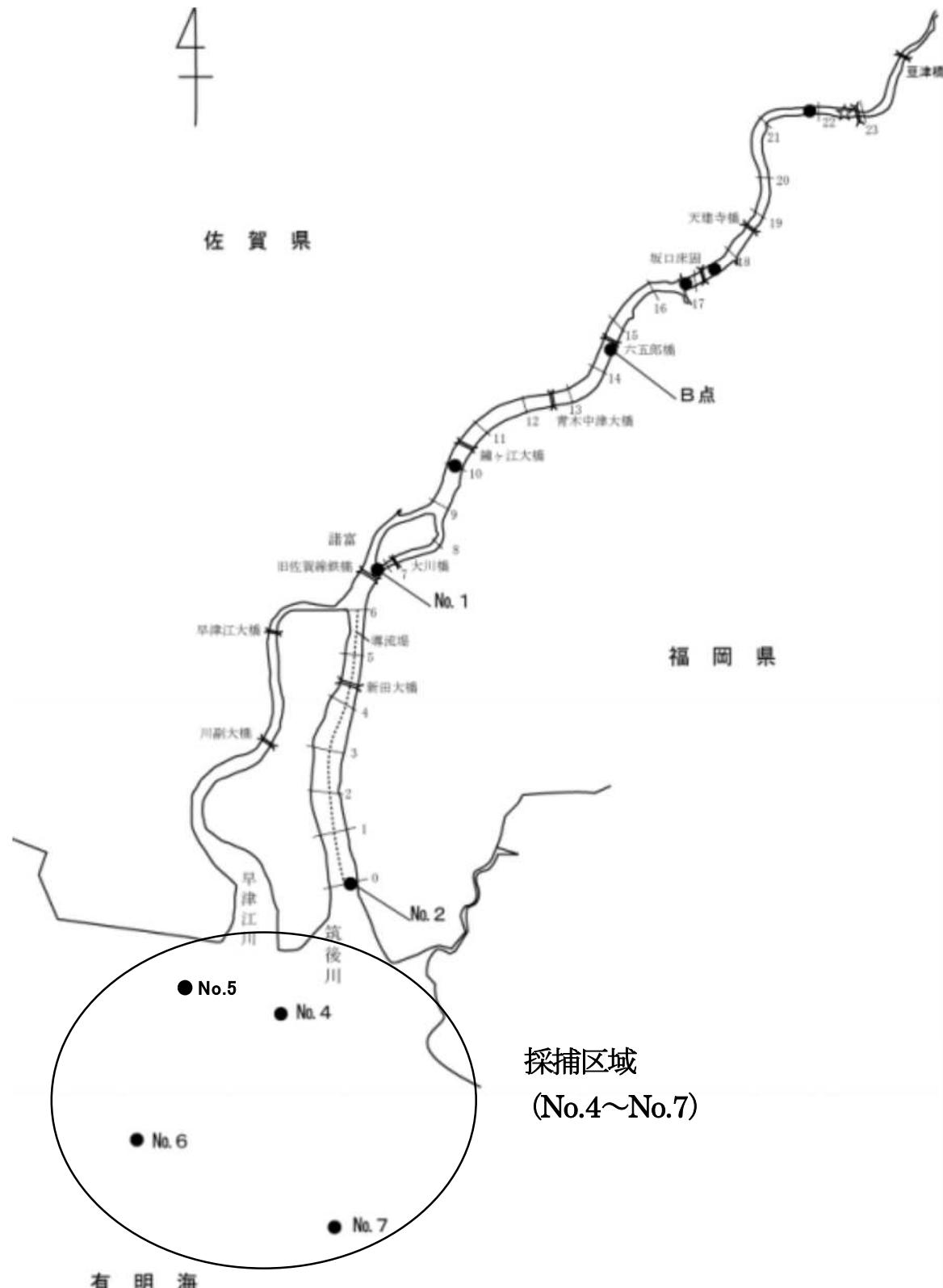


図-2 採取器具および方法（魚卵・稚仔魚）

4
十

佐賀県

福岡県



採捕区域図

令和 5 年 1 月 18 日

独立行政法人 水資源機構 筑後川局
筑後川下流総合管理所長 北村 達也 様

佐賀県有明海漁業協同組合
代表理事組合長 西久保



同 意 書

令和 5 年 1 月 13 日付、筑下大第 46 号にて依頼がありました令和 5 年度
筑後大堰関連環境調査につきましては、佐賀県有明海区共同漁業権者及び区
画漁業権者として同意します。

継 続

令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る 提案議題（要望事項）

佐賀県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援について（案）

内 容

本県のクロマグロ漁業は、沿岸海域で延縄、曳き縄釣、一本釣等で漁獲を行っているが、漁獲制限が開始されて以降、漁獲対象種をブリやサワラ等に転換し、クロマグロを目的とした操業を自粛することで、配分枠が少ないながらも漁獲可能量の遵守に努めてきた。しかし、近年これらの操業海域においてクロマグロの来遊量が増加している。

また、ここ数年2月頃になると、これまであまり漁獲が見られなかった沿岸の定置網においても、予期せぬ大型マグロの入網がみられているが、配分枠遵守のため、放流作業や混獲回避等の労務負担が増大し、漁家経営の悪化を招いている。

については、クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援のため、次の事項を要望いたします。

- 1 国際委員会において、直近のデータに基づく資源評価結果を反映した漁獲枠の増枠を次期管理期間で実現するとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。
- 2 国際委員会で漁獲枠の増枠が承認された際は、沿岸の零細な漁船漁業に優先的に配分すること。また、配分の際は、各県や漁業種間で不公平が生じないよう、操業特性や近年の漁獲実態等を考慮し、より実状にあった配分を行うこと。
- 3 漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、放流活動、休漁に対する支援への十分な予算の確保や支援制度の拡充を図るとともに、資源管理の取組による減収に対応するため、漁業収入安定対策（強度資源管理タイプ）の要件緩和措置の継続と国の掛金補助率の格差縮小を行うこと。

令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る
提案議題（要望事項）

佐賀県連合海区漁業調整委員会

提案議題（要望事項・協議事項・照会）

ミニボートによる危険行為の防止について（案）

内 容

規制緩和により免許・登録が免除された連続最大出力が1.5kW(2.039馬力)の推進機関を有する長さ3m未満の船舶、いわゆるミニボートは、海上交通の基本的ルールすら知らない利用者が、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺での遊漁を行っており、操業や漁船の航行に多大な支障が生じています。

海上保安庁が取りまとめたミニボートの事故発生状況をみると、平成22年から27年は年間50隻前後の発生であったものが28年以降増加に転じ、直近の令和元年には90件と倍増しております。

このため、全国各地で定期的に安全講習会を開催されているとともに、ミニボート販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を同封するなどの普及活動を積極的に実施しているものと認識しております。

しかしながら、コロナ禍を受けて、海洋性レジャー人口が増加していること、気候変動に伴う天候急変による海難事故の増加が懸念されることから、さらなる普及活動の徹底と安全対策上の制度創設が必須と認識しております。

つきましては、海面における海難事故を防止し、人命の安全を守るため、次の事項を要望いたします。

- 1 ミニボート所有者の登録と保険（特に遭難救助費用を対象）加入をセットとした制度を創設すること。
- 2 ミニボート利用者に安全講習会の受講を促すとともに、ミニボート販売業者にも購買者に受講を促すよう引き続き強く働きかけること。
- 3 衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板などの安全装備を必置するよう、引き続き業界に強く働きかけるとともに、購買者等への普及啓発を強化すること。
- 4 安全対策上の制度創設等にあたっては、国土交通省、水産庁等関係機関が今後ともより一層協力しながら行うこと。